官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年4月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成26年4月25日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

改正された日本工業規格	
防火ダンパーの性能試験方法	A1314
建築物の現場における給排水設備騒音の測定方法	A1429

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

国家試験

平成26年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第1条の規定に基づき、平成26年5月25日に施行する平成26年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場を、次のとおり公告する。

平成26年4月25日

公認会計士・監査審査会会長　千代田邦夫

（管轄財務局等）	（試　験　場）
北海道財務局	札幌市北区北8条西2丁目　札幌第1合同庁舎
東北財務局	仙台市青葉区本町3丁目3番1号　仙台合同庁舎
関東財務局	新宿区西早稲田1丁目6番1号　早稲田大学（早稲田キャンパス） 杉並区永福1丁目9番1号　明治大学（和泉キャンパス）
北陸財務局	金沢市新神田4丁目3番10号　金沢新神田合同庁舎
東海財務局	名古屋市天白区塩釜口1丁目501番地　名城大学（天白キャンパス）
近畿財務局	吹田市山手町3丁目3番35号　関西大学（千里山キャンパス）
中国財務局	広島市西区福島町2丁目1番1号　広島工業大学専門学校
四国財務局	高松市番町1丁目10番35号　香川県社会福祉総合センター
九州財務局	熊本市中央区大江2丁目5番1号　熊本学園大学
福岡財務支局	福岡市東区松香台2丁目3番1号　九州産業大学
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち2丁目1番1号　那覇第2地方合同庁舎1号館

平成二十六年度林業普及指導員資格試験の実施について

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第九十三条の規定に基づき、平成二十六年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のように公告する。

平成二十六年四月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　試験の方法

㈠　試験の区分　試験は、次に掲げる区分ごとに行う。

ア　林業一般

イ　地域森林総合監理

㈡　試験は、筆記試験及び口述試験とする。

筆記試験は、専門的知識について行う。

口述試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

㈢　筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

二　筆記試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　平成二十六年七月二十六日(土)及び二十七日（日）

㈡　場所　北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県及び福岡県

三　口述試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　平成二十六年十一月四日（火）から十一月二十八日（金）までの間で林野庁長官の指定する日

㈡　場所　北海道、岩手県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び熊本県

四　受験資格　試験は、森林法施行規則第九十一条及び第九十二条に定める受験資格を有する者であること。

五　受験手続

㈠　受験願書等の用紙の交付　受験願書並びに森林法施行規則第九十四条第一項第一号に掲げる履歴書及び同項第三号に掲げる証明書（以下「受験願書等」という。）の用紙は、林野庁森林整備部研究指導課において交付する。受験願書等の用紙を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により請求する場合には、九十二円切手を貼り、返信先の住所、氏名及び郵便番号を記載した長さ二十三センチメートル幅十二センチメートル程度の返信用封筒を同封し、かつ、表面に「林業普及指導員受験願書等の用紙請求」と朱書した封筒を㈣の宛先に送付することとする。

㈡　受験願書及び添付書類の提出　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、㈣の宛先に提出するものとする。受験願書又は添付書類に不備があるときは、その補正を求める。

ア　森林法施行規則第九十四条第一項各号に掲げる書類

イ　森林法施行規則第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達し、かつ、大学院を修了していない林業改良指導員資格試験合格者が森林法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年一月二十六日農林水産省令第五号）附則第二条の経過措置の適用を受ける場合にあっては、林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

ウ　ア及びイの書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合は、戸籍抄本その他の改姓又は改名があったことを証明する書類

㈢　受験願書及び添付書類の受付期間及び提出場所

ア　受験願書及び添付書類を持参する場合は、平成二十六年四月二十五日（金）から平成二十六年五月二十三日（金）の期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前九時三十分から午後六時までに林野庁研究指導課に持参するものとする。

イ　受験願書及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合は、平成二十六年四月二十五日（金）から平成二十六年五月二十三日（金）の期間中に、封筒の表面に「林業普及指導員受験願書在中」と朱書し、簡易書留等その引受け及び配達が記録される方法により、林野庁森林整備部研究指導課に提出するものとする。この場合において、当該期間中の通信日付印のあるものに限り受け付ける。

㈣　宛先　郵便又は信書便により請求し、又は提出する場合の宛先は、郵便番号一〇〇―八九五二　東京都千代田区霞が関一丁目二番一号林野庁森林整備部研究指導課とする。

㈤　受験票の交付　受験票は、平成二十六年六月二十七日（金）までに受験者に送付する。

㈥　口述試験の通知　口述試験の実施期日等は、平成二十六年九月二十六日（金）までに筆記試験に合格した者に通知する。

六　合格者の発表　平成二十六年十二月三日(水)までに、合格者の氏名を農林水産省の掲示板に公表するとともに、合格者に通知する。

七　個人情報の取扱い　受験願書及びその添付書類に記入された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用する。

八　その他

㈠　受験に際し、身体の障害その他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ることとする。

㈡　受験資格、受験手続等の詳細については、林野庁ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/）に掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、林野庁森林整備部研究指導課に問い合わせることとする。